**運営指導における主な指導事項等**

**【指導事項】(改善報告書の提出を求めるもの)**（R7年度版）

|  |
| --- |
| **<介護保険法>****変更の届出**（法７５条第１項）〇　事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、１０日以内にその旨を県福祉事務所（県高齢者福祉課）に届け出てください。　【変更のあった事項の例】　　・相談室の位置の変更　・管理者の変更　・運営規程の変更**<施行条例・基準省令>****サービスの提供の記録**（条例第２０条第２項　省令第１９条第２項）〇　サービスを提供した際には、提供日、提供した具体的なサービスの内容、心　身の状況その他必要な事項を記録してください。**短期入所生活介護の取扱方針**（条例第１５５条　省令第１２８条）〇　利用者又は他の利用者の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合　に身体拘束等を行うに当たっては、必要な手続きを適切に行ってください。　　　　　　　　　　　　　　　　**短期入所生活介護計画の作成**（条例第１５６条　省令第１２９条）〇　概ね４日以上連続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画を　作成し、必要な介護及び機能訓練等を行ってください。　　また、短期入所生活介護計画について、利用者又はその家族に説明し、同意　を得て、利用者に交付してください。**管理者の責務**（条例第１６９条・第５６条　省令第１４０条・第５２条）〇　管理者の勤務が全て介護職員としての夜勤となっていましたので、適正な勤　務体制を確保してください。　　管理者は、事業所の従業者の管理及び利用申込みに係る調整、業務実施状況　の把握その他の管理を行ってください。**勤務体制の確保等**（条例第１６９条（準用第１０８条）、第１８０条　省令第１４０条（準用第１０１条）・第１４０条の１１の２）　○　（ユニット型短期入所生活介護事業所において）資格を有する常勤のユニッ　トリーダーを配置してください。　**定員の遵守**（条例第１６５条　省令第１３８条）○　利用定員を超えている時間帯がありました。災害、虐待その他のやむを得な　い事情がある場合を除くほか、利用定員を遵守してください。　　　　　　　　　　　　　　　　　　**<告　示>****個別機能訓練加算**〇　以下の点を改善してください。　・　機能訓練指導員は兼務ではなく、専従の理学療法士等を配置すること。　・　３か月に１回以上、利用者の居宅を訪問し、居宅での生活状況を確認した上で、利用者又はその家族に個別機能訓練計画の内容（評価を含む）や進捗状況等を説明し記録すること。　・　個別機能訓練計画は、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して作成すること。　・　個別機能訓練に関する記録には、実施時間、訓練内容、担当者名を記載すること。**緊急短期入所受入加算**〇　緊急利用者に係る変更前後の居宅サービス計画を保存するなど、適正な緊急　利用に努めてください。**送迎加算**〇　送迎加算を算定する利用者については、利用者の心身の状態や家族等の事情など、送迎が必要な理由を短期入所生活介護計画等に記載してください。**サービス提供体制強化加算**〇　サービス提供体制強化加算の算定に当たっては、介護職員のうちの介護福祉士の占める割合が基準を満たしていることを確認してください。**<国通知>** **病院への送迎などを保険外サービスとして有償で行う場合**○　病院への送迎など、事業所の保有する車両を利用して行う送迎について、保険外サービスとして利用者の希望により有償で行う場合は、道路運送法の許可・登録が必要とされているので、所定の手続きを行ってください。　（「介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて」（平成30年9月28日付け厚生労働省通知）） |

**【注意事項】(改善報告書の提出を求めないもの)**

|  |
| --- |
| 〇　全ての利用者から、日常生活費として１日に〇〇〇円を一律に徴収していました。　　当該費用の対象となる日常生活上の便宜は、利用者の自由な選択に基づいて行われるものとされています。全ての利用者に対して一律に提供し、当該費用を画一的に徴収することは認められないため、必要な見直しを行ってください。　　なお、洗濯代など対象となる便宜の範囲に含まれない費用は徴収できません。　（「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年3月30日厚生労働省通知））〇　送迎車の運行記録簿について、事業所の発着時刻、乗車した利用者名、運転者名等を記録してください。 |

**施行条例：介護保険法施行条例**

**基準省令：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準**

**告示：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準**